

地方単独医療費助成事業（高知市）に係る月遅れ分等の請求について

令和 2 年 11 月提出分（10 月診療分）から月遅れ分を含め、被用者保険の受給者に係る高知市の医療費助成事業（参考）については、被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトとして支払基金高知支部に請求していただくこととなります。

これに伴い「福祉医療費請求書」による国保連合会への請求は、令和 2 年 10 月提出分をもって廃止となりますのでご注意ください。

なお、令和 2 年 11 月以降に令和 2 年 9 月診療以前分を月遅れ（未請求・再請求）として請求される場合は、次の事例を参考に作成いただき、支払基金高知支部へ請求してください。

事例 1 被用者保険と医療費助成事業がともに未請求の場合

▶ 被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトで請求してください。

事例 2 被用者保険分は既に請求済みで、医療費助成事業分が未請求の場合

▶ 被用者保険レセプトの取下げ依頼（再審査等請求書）を支払基金高知支部へ提出し、レセプトが返付された後に、被用者保険と医療費助成事業の併用レセプトに訂正のうえ再請求してください。

事例 3 医療費助成事業は請求済みで、被用者保険が未請求の場合

▶ 被用者保険単独レセプトで請求してください。

受託前の診療分につきましては、早期に請求いただきますようご協力をお願いいたします。

〔参考：高知市〕

制 度 名 称	実 施 機 関 番 号
ひとり親家庭医療費助成制度	43390012
重度心身障害児・者医療費助成制度	46390019
子ども医療費助成制度	73390015 ・ 74390014 75390013 ・ 76390012

【本件に関するお問合せ先】
社会保険診療報酬支払基金高知支部
TEL088-832-3001（代）

月遅れ分の請求方法（イメージ図）

